

□船橋市議会ウェブサイト編集要領

平成 24 年 4 月 1 日制定

船橋市議会ウェブサイト編集要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、船橋市議会ウェブサイトについて必要な事項を定める。

(発信の目的)

第 2 条 議会における審議・調査の経過及び結果など議会の活動状況を周知するとともに、議会が保有する情報を提供・公開することを目的とする。

(掲載事項)

第 3 条 ウェブサイトに掲載する事項は、おおむね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会議等の案内及び周知に関する事項
- (2) 会議記録の公表に関する事項
- (3) 統計情報及び資料の提供に関する事項
- (4) その他必要な事項

(補則)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、議会ウェブサイトの編集に関し必要な事項は、広報委員長が広報委員会にはかって定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。